平成２６年（フ）第１０６号
栃木県小山市本郷町２丁目６番27号　グリーンハイツＡ－101号、従前の住所栃木県日光市瀬尾388番地13
債務者　大宮　重信
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第５号
熊本県天草市五和町御領9628番地41　大島アパート301号室、前住所岡山県英田郡西粟倉村大字長尾32番地５
債務者　横林　成晃
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月27日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第６号
熊本県天草市五和町御領9628番地41　大島アパート301号室、前住所岡山県英田郡西粟倉村大字長尾32番地５
債務者　横林　瞳
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月27日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第１２３７号
東京都世田谷区岡本３丁目32―17　サニーハイツＡ102
債務者　柳和雄こと　柳　　逢夏
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２３８号
東京都世田谷区岡本３丁目32―17　サニーハイツＡ102
債務者　柳順子こと　金　　順今
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２９７号
東京都世田谷区深沢１丁目41―13　新明荘８号
債務者　酒井　長仁
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２０３３号
札幌市南区真駒内緑町３丁目４番１―306号
破産者　中村　建久
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５号
青森県弘前市大字泉野２丁目９番地８　アルドール202号
破産者　木村　貴之
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１１８号
青森県弘前市大字境関字亥ノ宮53番地３
破産者　西澤　俊市
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１３１号
青森県弘前市大字泉野２丁目14番地５
破産者　直山　陽子
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３１号
山形県東田川郡庄内町余目字大塚107番地10
破産者　大山　正夫
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３２号
山形県東田川郡庄内町余目字大塚107番地10
破産者　大山千枝子
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１０４６号
横浜市西区霞ケ丘39番地９　リーフコート霞ケ丘201号
破産者　佐藤　重美
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３０号
神奈川県三浦市城山町10番11号
破産者　村田　恵二
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第４００号
新潟市東区神明町９番２号
破産者　結城　一哉
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２３号
静岡市葵区慈悲尾373番地
破産者　渡邊　　剛
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５１０号
大阪市福島区大開２丁目３番４―405号
破産者　森井　義博
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０４１号
大阪市住吉区山之内４丁目15番11号　住吉ＣＴスクエア103号
破産者　横江　　尚（旧姓長嶺）
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部